



Title	「土人が」の語用論
Author(s)	和泉, 悠
Citation	メタフュシカ. 2019, 50, p. 63-73
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/73767
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

「土人が」の語用論¹

和泉悠

1. はじめに

2016年10月18日、沖縄県東村高江におけるヘリパッド建設工事の現場で、大阪府警から派遣され警備にあたっていた機動隊員が、抗議活動を行う市民に向かって「土人が」という発言を行った（以下この出来事を曖昧さの生じない範囲で「隊員発言」として指示する²）。隊員発言の様子は録画され、広く批判的に報道されるとともに、国会での質問答弁などさまざまな反響を呼んだ（阿部 2017）。反響の一例として、報道に接した松井一郎大阪府知事（2016年当時）の次のツイートがあげられる。

- (1) a. 大阪府警の機動隊員は、沖縄基地負担の軽減、米軍沖縄北部訓練場の返還の為に警備職務遂行しています。
- b. ネットでの映像を見ましたが、表現が不適切だとしても、大阪府警の警官が一生懸命命令に従い職務を遂行していたのがわかりました。出張ご苦労様³。

これらのツイートに対しても市民から多くの批判がよせられたが、松井氏はこれらを撤回することではなく⁴、本稿執筆時（2019年10月）においても、閲覧可能な状態で残されている。大阪府は発言者を含む機動隊員二名を最終的に処罰したが、懲戒の内容は軽微なものであった。

¹ 本稿の内容の一部は、大阪大学における一連のワークショップおよび応用哲学会第10回年次研究大会で発表され、有益なフィードバックを受け取った。発表参加者に感謝する。特に、複数の発表機会と多くの見識を与えてくれた入江幸男教授に感謝する。また、本稿執筆は、2019年度南山大学パッヘ研究奨励金 I-A-2 および JSPS 科研費 18K12194 からの支援を受けている。

² 「土人」が差別的語彙だとして、差別的語彙に関しては使用と言及の区別をつけるのがそれほど簡単ではないため、できるだけその現れを少なくする。また、実際に生じたのは隊員発言のみではなく、発言を含む罵倒が行われ、それに2名の機動隊員が関わったとされる。本稿では、隊員発言のみを取りあげて検討する。

³ 2016年10月19日投稿のツイート <https://twitter.com/gogoichiro/status/788714332670402560>（最終閲覧日 2019年10月10日）。

⁴ 沖縄タイムズ「「土人」発言問題 松井大阪知事「売り言葉に買い言葉」」2016年10月21日、<https://www.okinawatimes.co.jp/articles/-/67516>（最終閲覧日 2019年10月10日）。

本論文の最終的な目標は、隊員発言を言語現象として分析し、理解することである。筆者は、別の機会において差別語使用の意味内容と、どのような理論的枠組みによりこうした言語使用にアプローチすべきなのか、という点を検討した（和泉・朱・仲宗根 2018, 2019）。本稿では、発言の意味内容についての理解を前提としつつ、発言がどのように受容された、あるいはされうるのかについて、言語使用の一語用論的観点から検討し、発言の社会的含意を探求する。

以下では次のように議論を進める。まず発言で使用された表現の基本的特徴を導入する（第2節）。続いて、和泉・朱・仲宗根（2018, 2019）でも検討された発言の意味論的な分析—合成的に決定される表現の内容—を簡単に提示する（第3節）。最後に、提示された表現の内容にもとづいて、上記ツイートで示唆される隊員発言の受容を、Irie（2009）が指摘するような問いと答えの関係性により分析する（第4節）。最後に、結論部においては今後の課題である SNS 上での言語活動の特異性について言及する（第5節）。

2. 「土人が」の基本的特徴

まず簡単に、「土人が」の罵倒語としての特徴を三つ導入しておく⁵。この表現は「おろかものが!」、「裏切り者が!」といった表現の一種と思われ、英語では “You fool!,” “You liar!” などと類似的な特徴を持つ。

第一に、こうした表現は、特定の構文・語順などを満たさなければ成立しない。日本語においては、(2a) のような「名詞-が」という形式の他に、(2b)–(2c) 「名詞-め (が)」、(4a)–(4d) 「名詞 1-の-名詞 2」という形式も同じように罵りの文脈で使われる。しかし、(3a)–(3b) のように、「が」や「め」の順序や数を変更するとまったく非文法的な句となる。あるいは、(5a) のように、「の」を「を」に変えるだけでもきわめて不自然な発話になる他、英語の “you” という現れと対比的に、日本語では二人称使用が不自然なものとなる (5b)–(5c)。

- (2) a. バカが!
- b. バカめ!
- c. バカめが!
- (3) a. *バカがめ!
- b. *バカがが!
- (4) a. このバカ!
- b. お兄ちゃんのバカ
- c. メイのバカ!
- d. 俺のバカ!
- (5) a. ?? お兄ちゃんをバカ!
- b. ?? お前のバカ!

⁵ これらの特徴の可能な説明として Izumi and Hayashi (2018) を参照されたい。

c. ?? テメエのバカ！

また、同様の事象は他の言語でも観察される。たとえば、特定の格を用いなければならないといった制約が存在する (Potts and Roeper 2006, Cover 2008)。ここから述べられるのは、隊員発言は「わっ」といった構造を持たないランダムな叫びなどではなく、文法的に統制された発話の一種だ、ということである。

第二の特徴は、こうした罵りの構文は生産的な言語現象である、という点だ (Arsenijević 2007)。つまり、上述のような特定の構文さえ満たせば、どのような名詞を用いても話者の侮蔑的な態度を表すことができる。たとえば“politician” (「政治家」)、“elephant” (「象」) といった名詞は基本的に一前者への悪い印象はともかく一なんら価値判断の含意がない中立的な単語のはずである。しかし、それを“You-名詞！”という語形の中で使うと、(6a)-(6b) で示されるように、否定的な含意が生じる。(7a)-(7b) の事例に見られるように、日本語においても同様の点が観察される。

- (6) a. You are trying to make allies again. You politician!
- b. You broke a glass again. You elephant! (Arsenijević 2007, p.87)
- (7) a. この哲学者が！
- b. この聖人君子が！

第三に、こうした表現は聞き手に向けられている、という特徴がある。とある人物に関する同様に否定的、侮蔑的内容を平叙文で述べたとしても、その発話が当の人物に投げかけられる必要はない。第三者に向けて、その人のことを語っているかもしれないからだ。この点は呼びかけの構文を使うことにより明確になる。

- (8) a. なあ田中、和泉はバカだ。
- b. ??なあ田中、和泉のバカが！

当然 (8a) のように、田中という聞き手に対してとある人物 (ここでは和泉) についての評価を伝えることができる。しかし、(8b) のように罵倒の構文で同じことをするときわめて不自然な発話が生じる。名詞を述定する対象、罵倒の対象と聞き手が一致しなければならないのだ。

まとめると、隊員発言は“You fool!”といった罵倒の構文の一種であり、日本語の文法に即した生産的な言語使用である。また、市民である聞き手に向けて投げかけられた侮蔑的発言であり、単なる痛みや感情の表出ではない。次節では、隊員発言がどのような意味内容を有しているかを簡単にまとめる。

3. 「土人が」の意味論

本節では、(和泉・朱・仲宗根 2018, 2019, 和泉 2019) で展開されている差別的語彙の意味論を踏まえて、隊員発言の意味内容を簡単に検討する。理論的動機や技術的詳細などは上記の文献に譲る。ここで提示される見解を単純化して述べると、隊員発言は単に出来事や事実を報告・描写するものではなく、差別的な規範性をあらがいがたい当然の事態として提示するとともに、話者の聞き手に対する侮蔑的態度を表明するものである。

本稿で想定されている意味論とは、文など複合的表現の意味が、ひとつの単語といったその部分の意味からどのように決定されるかを明らかにする理論である。さらに、意味論の対象となる意味として、少なくとも真理条件的意味（文がどのようなときに真となり、どのようなときに偽となるのかの条件）と使用条件的意味が存在すると想定する。

使用条件的意味は、特に近年になって議論され始めた意味内容の側面のため、その基本的発想を概説しておく (Predelli 2013, Gutzmann 2015)。表現の使用条件とは、表現の使用がどのようなときに適切となって、どのようなときに不適切となるのかの条件である。これは、日本語のいわゆる敬語や丁寧語を例として考えるとわかりやすい。

- (9) a. 和泉が来た。
- b. 和泉さんがいらっしゃった。

(9a) と (9b) を比較すると、それがいつ真となるのか—真理条件—という観点からは差異がない。(9a) が真（あるいは偽）ならば (9b) も真（あるいは偽）であるし、その逆も成立する。和泉という人物が来たかどうかがその真偽を決定するのだ。しかし、日本語話者なら誰しも理解するように、(9a) と (9b) の使用方法はまったく異なる。(9a) と述べるのが適切な場面と、(9b) と述べるのが適切な場面は異なってくる。いつ使用すべきか、という使用条件の観点からは (9a) と (9b) の意味は異なるのである。

このような使用条件を利用して、言語現象のさまざまな側面を理解しようとする試みが存在する。本稿でも、差別的語彙の内容を、真理条件と使用条件の組み合わせとして分析する方針を採用する (McCready 2010 など)。

隊員発言の構成要素—差別的語彙と「～が！」という罵りの構文—どちらについても、真理条件的内容と使用条件的内容双方を備えていると考えられる。後者については、すでに第2節において、話者が聞き手に対して侮蔑的態度を表明するということが明らかとなった。使用条件として述べ直すなら、「～が！」という構文は、話者が聞き手に対して、侮蔑的態度を向け、組み合わせされた名詞を述定するような場面においてのみ適切に使用される。そうでない場面においては、冗談、諧謔といった別の効果が生じる。たとえば、権力差など不均衡な社会的関係性が一切存在せず、侮蔑的態度を向けていないことが明らかな親友同士が、なにかを祝福するために「このバカやろうめ！やったな！おめでとう！」などと発話することは考えられる。この場面では、構文の使用条件の一部が満たされていないため—話者は聞き手に対して侮蔑的態度を有していな

い—話者がふざけている、親密さを表現している、といったように解釈されるだろう。

続いて、隊員発言のもう一つの構成要素、歴史的差別的語彙である「土人」の具体的意味内容を導入する。本稿では Hom (2008) が展開してきた、差別語の意味内容を制度や慣習といった客観的な差別的実態にもとづいて理解する方針を採用する。Hom によると、“Jap” といった差別語は、「～は…のような差別的処遇を受けて当然だ」といった規範的性質あるいは差別的実態そのものと結びついている。この規範的性質が使用条件として表現されているとすると、対応する中立的語彙 “Japanese” と同じように、日本人・日系人を指すために用いられることから、“Jap” と “Japanese” は同じ真理条件的内容を持つが、その使用条件が異なると考えられる。「土人」も、「土地の人」や「現地の人」などと同じような真理条件的内容を持つかもしれないが、それに加え、なんらかの差別的処遇（たとえば、大部分の米軍基地を引き受けその害を被ること）を受けて当然だ、という規範を表現すると考えられる⁶。

使用条件的内容としてそのような規範が表現されているということは、誰かを「土人」だと述定しても、その人物が「…のような差別的処遇を受けて当然だ」と描写しているわけではない。差別的規範が使用条件であるということは、そのような差別的実態が存在する場面においてのみその単語を使うことが適切となるということだ。つまり、話者が冗談や諧謔の要素なしに差別的語彙を使用するということは、その使用が適切であるとみなしているということであり、使用が適切になるための条件である差別的実態の存在が当たり前の事実として想定されている、ということになる。

以上の議論をまとめると、隊員発言の意味内容は、真理条件的には聞き手が「土地の人」であると述べただけだが、その使用条件を通じて、話者の差別的かつ侮蔑的態度が表現されている。隊員発言の使用が言語使用として適切であるとみなされる限り、「…のような差別的処遇を受けて当然だ」といった規範が成立していなければならない。話者にとってそれは当たり前の事実なのである。話者がなにか主張行為を行ったわけではない。あるいは話者の主張の内容はきわめて希薄なものである。このことは、隊員発言に対して「それは事実／真実ではない」などと応えるのが無意味に聞こえることから明らかだろう。もし主張が行われ、意見が食い違うことが明らかとなったならば、話し合い、議論を行う可能性が少なくとも理論的には存在しただろう。しかし、話者は使用条件の内容を通じて差別的実態を肯定し、侮蔑的態度を聞き手にぶつけただけなのである。ここに話し合いの可能性は理論的にも存在しなかったのだ。

4. ツイートを理解する一問いと答え

隊員発言そのものの特徴は前節までの議論で明らかとなった。しかし、その社会的含意を理解するためには、発言そのものだけでなく、それがいかに受容されたかについても考察する必要があるだろう。たとえば、隊員発言へのひとつの反応としての (1) におけるツイートはどのように理解すればよいだろうか。この節では、(1) のツイートの言語現象としての側面を検討す

⁶ 正確には、Hom 自身はこれらの内容をすべて真理条件とみなし、使用条件といった枠組みを採用しない。

る⁷。

さて、(1) のツイートを目にしたものは、それをどのように解釈した（あるいはしたと見込まれる）だろうか。この問いに密接に関わる大きな問いとして、ツイートは一般的にどう読まれ、理解されるのか、というものがある。後者の問いに対してまとまった答えを与えることはしないが、前者への答えを提示した後、いくつかの可能な答えに次節で言及する。

ここで重要となるのは、すべての言明—発言であれ記されたものであれ—はなんらかの問いに対する答えだ、という発想である。これは、入江幸男が理論的探求においても、実践的探求においても重要であると指摘してきた問答の構造研究におけるひとつのテーゼである（入江 1987, 2003, 2014; Irie 2009）

まず日本語事例を用いながら（Irie 2009）における議論を簡単に紹介する。(10a)–(10c) の強調部分が示唆するように、すべての言明には焦点（focus）が存在し、（少なくとも表面的には）同じ文タイプでも読み方を変えることができる。

- (10) a. 太郎が次郎にキスをした。
- b. 太郎が次郎にキスをした。
- c. 太郎が次郎にキスをした。

どのような意味論的・語用論的枠組みでこれらの差異を理論化するにせよ、なぜこのような差異が存在するかは明らかである。(10a)–(10c) はそれぞれ別の問いに対する答えとして機能するのだ。

- (11) a. 誰が次郎にキスをしたの？
- b. 太郎が誰にキスをしたの？
- c. 太郎が次郎になにをしたの？

たとえば、(11a) に対する答えとして (10a) は理解されるため、「花子ではなく、良夫でもなく、典子でもなく … 太郎がキスをした」という内容が表現されるのだ。これは、(11b) の問いに対する答えとしての (10b) とは異なってくる（「花子ではなく、良夫でもなく、典子でもなく … 次郎にキスをした」）。

もしツイッターを含む SNS 上の投稿にも同様の論点が成立するとすれば—この仮定の正しさはそれほど自明でなく、次節で少しだけ検討を加える—松井氏のツイート (1) もなんらかの問いに対する答えとして機能する。では、どのような問いに対する答えだろうか。もっともらしい可能性は、「あなたは大阪府知事として、部下が行った隊員発言をどう評価するのか」というものであろう。

⁷ 別のレベルの考察として、政治的権力による「上からの差別」といった視点や（梁 2016）、抑圧する「ライセンス」を与える（Maitra 2012）といった発想も重要だろう。

ではこの問いがもっともらしいとして、あらためて (1) の詳細を検討する。(1b) を以下では (12) として再び引用する。

- (12) ネットでの映像を見ましたが、表現が不適切だとしても、大阪府警の警官が一生懸命命令に従い職務を遂行していたのがわかりました。出張ご苦労様。

「ネットでの映像を見ましたが」という枕の部分は話題の設定と考えられ、上記の問いが導入されると想定できる。残りの部分の構造を模式的に表すと次のようなものになる。

- (13) P だとしても、Q。R。

構成要素を順に検討していく。まず、P は条件法の前件であり、P が真かどうかは述べられていない、という点を指摘しておく。「P だとしても Q」(even if P, Q) が正しくても、P が単独で正しいということは帰結しない。たとえば、「台風が来るとしても、出勤します」と述べたことに對して「台風が来なかったから嘘だ」と返すことはできない。つまり、(12) は想定される問いの答えとして成立していない、ということが導かれる。

この点は、たとえば次のような単純な問答を考えるとより明らかとなる。

- (14) a. お肉にしますか、お魚にしますか？
b. わたしがお肉を食べるとしても、わたしの中性脂肪の数値が上がることはない。

(14a) という問いに対する (14b) という返答を、「わたしはお肉をいただきます」と述べたと解釈するのは難しいだろう。聞き手は、これは冗談の一種だと受け取り、あらためて「それは結構なこと。お肉を召し上がるのですね？」と確認するかもしれない。具体的な推論の詳細を本稿で検討することはできないが、聞き手は、グライスの推論として、(14b) は問いに対する答えとなっていないが、話者が合理的主体であり、明らかな事実誤認などが存在する可能性（聞き間違いなど）が低いので、話者はなにか別の効果を意図しているに違いない、などと推察できるのである。

(12) に関しても、それが想定される問いへの答えとして成立していない以上、話者（投稿者）はなにか別の効果を意図しているに違いない、と推察できる。話者に冗談や諧謔の意図がないとすると、考えられる可能性として、話者は問いに答えることをなんらかの形で拒否している、というものがあげられる。われわれが問いを拒否する理由はいくつも存在するだろう。たとえば、問いの正当性や妥当性を認めることが、自らの尊厳を毀損するような場合、われわれは問いに答えず、質問を提示した側の姿勢に疑義を唱えたりするだろう。他にも、もっと単純に、問いに答えることがなんらかの不利益を生じさせるため、問いに答えることを避けるということも考えられる。話者の真の意図などというものが明らかになることはないが、(12) が問いに答えること

を拒否していると解釈される、という見込みがあるだろう。

次に、Q および R の部分を検討する。まず指摘されるべきは、これらで何を述べられているか曖昧だということだ。Q における「大阪府警の警官」が隊員発言に関与した人物を指すのか、派遣されていた警官・機動隊員すべてを指すのかわからないからである。筆者の直観としては、前者よりも後者として解釈するほうがより自然であるように思われる。特に、前段 (1a) の文脈がそれを示唆するからだ。しかし、前者の解釈が排除されているわけではない。前者ととらえるならば、ツイートは全体として、隊員発言に関与した人物へのエールとみなされるだろう。前節までで明らかとなった差別的・侮蔑的発言に対する問いに答えず、その話者を擁護するからである。

さて、より自然だと思われる、Q および R が派遣されていた警官・機動隊員すべてに向けられているとする解釈を考えよう。この場合、隊員発言に関与した人物への直接的エールとは理解されないが、より関係の薄い命題を提示している以上、一種の煙幕、話題の強制的な転換を行っていると思なされるだろう。P は個別の発言、個別の隊員に関するものである。しかし、Q は総称文の一種を構成している (和泉 2018)。そして、重要な点は、総称文は例外を許容するという点である。たとえば「この象の鼻はたまたま短い、象の鼻が長いことがわかりました」と述べることに矛盾は存在しない。つまり、(およそ)「警官は一生懸命だった」という命題 Q は、発言に関与した人物についての命題 P と無関係かもしれないのである。無関係な命題を突如提示するということは、話題の強制的な転換を行っているということだと解釈できる。これは、問いに答えることを拒否している、とする上述の理解を補強する点だろう。

まとめると、松井一郎氏のツイートは、かなり複雑な言語現象であり、意図的かどうかは不明だが、指示に関して曖昧な要素を含んでいる。そして、想定される問い (隊員発言の評価) を拒否するものとなっている⁸。

以上の検討と、隊員発言の使用条件的内容を踏まえると、当該ツイートが大きな社会的帰結を有していることが明らかとなる。前節で検討されたように、隊員発言はその使用条件として、差別的実態の存在を要求する。もし差別的実態が存在していない、あるいは存在すべきでないのならば、公権力を持つもの—たとえば指揮系統の上部にある府知事などが—はつきりと介入し、差別的語彙の使用がまったく適当ではなく、場合によっては制裁の対象であると明言しなければならない。それを怠っている、あるいは意図的に看過しているということは、差別的実態が存在していることを追認したことになる。実際、沖縄市民に対する攻撃は激しさを増していることが指摘されている (安田 2017)。

⁸ ツイートには他の側面も存在し、それらも重要な役割を果たしているかもしれない。たとえば、「不適切だ」という述語について、別種の可能な述語との対比関係が検討されるべきかもしれない。ひょっとすると「不適切だ」は、「遺憾だ」、「批判されるべきだ」、「言語道断だ」などと対比的に理解されるべきかもしれない (こうした一連の表現が、一種の Horn scale を構成しているかもしれない)。グライスの推論を踏まえると、「不適切だ」という述語を用いることは、論理的には他の述語を排除しないとしても、「遺憾というほどではない」、「批判されるほどではない」といった内容を表している可能性がある。

5. 結論

本稿では、2016年に起きた隊員発言と、それに対する反応としての大阪府知事（当時）のツイートに焦点を当て、言語哲学・言語学の道具立てを用いつつ考察した。明らかになったのは、隊員発言が差別的実態を前提としなければ成立しないものであり、府知事がそれを追認するという一連の流れが、言語的にはどのような仕組みにもとづいているのか、ということである。

今後の課題として、SNS といったインターネット上の言説の固有性の問題があげられる。本稿では、(1)/(12) のツイートを、まるで従来型の会話の一部であるかのように取り扱った。しかし、すべての言明は問いとの関係性で理解されるという入江のテーゼが、果たして SNS 上での言明にも包括的に当てはまるかどうかは定かではないのである。

一つの可能性は、ツイッターのような SNS 上でのやりとりについての特定の規範・作法は未だ確立されておらず（Rini 2017）、その参加者は従来型の通常会話のようにツイートを解釈している、というものである。だからこそ上述のような分析がツイート解釈に当てはまるというのだ。

しかし、その一方で、インターネット上におけるやりとりは独特の問題点を示すとする考えがある。ひとつの発想は、インターネット上でわれわれは単に感情の共有を行っている、というものだ。知識の伝播、主張の提示、賛同の表明といった認識的行為を行っている、という自己イメージをわれわれは抱きがちだが、その自己イメージは間違っている、という指摘がされている（Lynch 2019）⁹。

実際、(1)/(12) のツイートには、松井氏の支持基盤に訴求する力、感情に働きかける側面が存在するだろう。こうした側面について検討することも、隊員発言の帰結を包括的に理解するために必要となるだろう。今後の研究の課題とする。

参考文献

- Arsenijević B. (2007) Disapprobation expressions are vocative epithets. *ACLCL Working Papers* 2 (2) , 87-98.
- Corver, N. (2008) Uniformity and diversity in the syntax of evaluative vocatives. *Journal of Comparative Germanic Linguistics* 11, 43-93.
- Gutzmann, D. (2015) . *Use-Conditional Meaning: Studies in Multidimensional Semantics*. Oxford University Press, Oxford.
- Hom, C. (2008) The semantics of racial epithets. *Journal of Philosophy*, 105 (8) , 416-440.
- Julien, M. (2016) Possessive predicational vocatives in Scandinavian. *Journal of Comparative Germanic Linguistics* 19, 75-108.
- Irie, Y. (2009) A proof of Collingwood's thesis. *Philosophia Osaka*, No. 4, 69-83.

⁹ Lynch (2019) はたとえば、記事のシェアといったネット上でのコミュニケーションの第一義的機能は、主張、内容の支持、知識の伝達などではなく、共感や感情の表出だとし、その根拠としてシェアされる記事の過半数は実際読まれない点などをあげる。

- Izumi, Y. and Hayashi, S. (2018) Expressive small clauses in Japanese. *New Frontiers in Artificial Intelligence: JSAI-is AI 2017 Workshops Revised Selected Papers*, Lecture Notes in Computer Science/Artificial Intelligence, Springer, 188-199.
- Lynch, M. P. (2019) . *Know-It-All Society: Truth and Arrogance in Political Culture*. Liveright Publishing Corporation, New York and London.
- Maitra, I. (2012) Subordinating speech. In I. Maitra and M. K. McGowan, (eds.) , *Speech and Harm: Controversies over Free Speech*, Oxford University Press, Oxford, 94-120.
- McCready, E. (2010) Varieties of conventional implicature. *Semantics and Pragmatics*, 3 (8) , 1-57.
- Potts, C. (2007) The expressive dimension. *Theoretical Linguistics*, 33, 165-198 (2007)
- Predelli, S. (2013) *Meaning Without Truth*. Oxford University Press, Oxford.
- Rini, R. 2017, Fake news and partisan epistemology. *Kennedy Institute of Ethics Journal*, 27 (2) :E-43-E-64.
- 阿部岳 (2017) 『ルポ沖縄 国家の暴力』朝日新聞出版.
- 和泉悠 (2018) 「総称文とセクシャルハラスメント」『哲學』 69, 32-43.
- 和泉悠 (2019) 「差別語の何が悪いのか」『倫理学会年報』 第 68 集 , 81-85.
- 和泉悠・朱喜哲・仲宗根勝仁 (2018) 「ヘイト・スピーチ 信頼の壊し方」小山虎編『信頼を考えるーリヴァイアサンから AI まで』勁草書房, 281-304.
- 和泉悠・朱喜哲・仲宗根勝仁 (2019) 「ヘイトスピーチの言語哲学的考察」, 草稿.
- 入江幸男 (1987) 「問の構造について」『待兼山論叢』 第 20 号 .
- 入江幸男 (2003) 「発話伝達の不可避性と問答」『大阪大学文学部紀要』 第 43 号 , 1-48.
- 入江幸男 (2014) 「問いと推論」『待兼山論叢』 第 48 号 , 1-16.
- 梁英聖 (2016) 『日本型ヘイトスピーチとは何か』影書房.
- 安田浩一 (2017) 『学校では教えてくれない差別と排除の話』皓星社.

(いずみゆう 南山大学・准教授)

The Pragmatics of “Dojin-ga!”

Yu IZUMI

On October 18 2016, during protest over the construction of US military helipads in the northeastern part of Okinawa, Japan, one of the officers deployed from Osaka Prefecture insulted civilian protestors using the ethnic slur “dojin.” Authorities including cabinet members and also the then governor of Osaka essentially denied criticizing the “dojin” remark as racist or discriminatory. This paper examines the remark as well as multiple tweets on the issue by the then governor of Osaka, the head of the deployed officers, from a philosophy of language perspective. On the basis of Irie’s (2009) view that every statement is interpreted relative to a question, the tweets are understood as endorsing the discriminatory worldview expressed by the remark.

「キーワード」

意味論、語用論、差別語、沖縄、「土人」発言